

地域計画

策定年月日	2025/3/31
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	野木町
地域名 (地域内農業集落名)	川田地区 (川田1.2.3)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	128.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	128.6 ha
② 田の面積	72.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	57.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当集落には、中心経営体となる認定農業者等の担い手は9経営体で、地区外の担い手が3経営体である。今後は、地区内の中心経営体や地域外の担い手による農地の引き受けを検討する必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・川田地区の認定農業者や主要な農業者で川田地区未来農業を考える会のメンバーを構成しているため、実質的に川田地区未来農業を考える会でこの地域の将来農業を担っていく。ただし、新しい経営体や、後継者の参入を積極的に受け入れていく。
 ・地域作物の方向性としては、水稻から高収益作物や畑作へ切り替えていく。
 ・将来的には担い手間で助け合う協定なども必要。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
当集落の農地利用は、中心経営体で担うこととし、畑については、隣接する集落からの入り作を希望する経営体や営農組合の受入を促進することにより、対応していく。 また、地域計画に位置付けられた担い手に農地を集積・集約するにあたり、地権者に協力いただく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	45.6 %	将来の目標とする集積率	80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を活用して、地域の実情に合わせた農地集積、集約を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
虫食い状態を面でまとめる調整機能や仲人的な存在として、担い手間相互連携を締結する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
法改正に伴い農業を担う者の意向や地域の実情に応じて、農地中間管理機構を積極的に活用し、集約を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
・基盤整備未実施の農地は、将来を考えると避けて通れない課題であるため、積極的に取り組む。 ・また、1区画の大規模化に向け、積極的に進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・担い手間の相互サポート体制を構築する。 ・新規就農者の受け入れを推進し、町及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
活用できる農業支援サービスがある場合は、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりを行う。
- ②グリーン農業の推進に向け、一部品目について、段階的に有機農業に切り替えていく。
- ③関係機関と連携し、スマート農機の有効活用のための共同利用を進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	川田A	水稲、露地野菜	5.3 ha	0 ha	水稲、露地野菜	6.9 ha	0.00 ha	川田A	
認農	川田B	水稲、露地野菜	4.4 ha	0.78 ha	水稲、露地野菜	7.8 ha	0.78 ha	川田B	
認農	川田C	水稲、麦、露地野菜	7.9 ha	1.11 ha	水稲、麦、露地野菜	7.0 ha	1.11 ha	川田C	
認農	川田D	水稲、麦	3.4 ha	0 ha	水稲、麦	4.5 ha	0.00 ha	川田D	
認農	川田E	水稲、麦	26.7 ha	5.19 ha	水稲、麦	26.7 ha	5.19 ha	川田E	
認農	川田F	水稲、麦	0.6 ha	0 ha	水稲、麦	1.7 ha	0.00 ha	川田F	
認農	川田G	水稲、麦	2.8 ha	1.22 ha	水稲、麦	8.3 ha	1.22 ha	川田G	
認農	川田H	露地野菜	1.5 ha	0 ha	露地野菜	1.5 ha	0.00 ha	川田H	
利用者	川田I	水稲、露地野菜	3.2 ha	0 ha	水稲、露地野菜	3.2 ha	0.00 ha	川田I	
認農	南赤塚B	施設野菜、水稲、露地野菜	1.1 ha	0 ha	施設野菜、水稲、露地野菜	1.1 ha	0.00 ha	南赤塚B	
認農	丸林B	水稲	0.8 ha	0 ha	水稲、露地野菜	0.8 ha	0.00 ha	丸林B	
認農	佐川野C	水稲、麦、大豆	1.0 ha	0 ha	水稲、麦、大豆	1.0 ha	0.00 ha	佐川野C	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	12経営体		58.61 ha	8.3 ha		70.38 ha	8.3 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。